二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西原川
(一)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県西条市洲之内
字天神谷　乙七一番　一号から三号まで及び六号から八号まで
字宮ノ谷　乙七三番一　四号及び五号
三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天日川
(一)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号を順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十八年建設省告示第千三百三十号で指定した天日川に掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県四国中央市新宮町上山
三八四六番　一号
三八四七番　二号
三八四五番　三号
三五五二番　四号及び五号

○環境省告示第百四号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年十一月十四日

環境大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二

表に次のように加える。

イソプロピルアンモニウム＝（*RS*）－2－（4－イソプロピル－4－メチル－5－オキソ－2－イミダゾリン－2－イル）ニコチナート（別名イマザピルイソプロピルアミン塩又はイマザピル）	2－[（*RS*）－4－イソプロピル－4－メチル－5－オキソ－2－イミダゾリン－2－イル]ニコチン酸（別名イマザピル［酸］）として4,100μg／1
2－[（*RS*）－4－イソプロピル－4－メチル－5－オキソ－2－イミダゾリン－2－イル]－5－メトキシメチルニコチン酸アンモニウム（別名イマザモックスアンモニウム塩）	2－[（*RS*）－4－イソプロピル－4－メチル－5－オキソ－2－イミダゾリン－2－イル]－5－メトキシメチルニコチン酸（別名イマザモックス）として9,900μg／1
ナトリウム＝（*Z*）－9－オクタデセノアート（別名オレイン酸ナトリウム）	2,300μg／1
5－アミノ－4－クロロ－2－フェニルピリダジン－3（2*H*）－オン（別名クロリダゾン又はPAC）	2,100μg／1
シアン酸ナトリウム	2,100μg／1
2’，3－ジブロモ－4’－クロロ－1－（3－クロロ－2－ピリジル）－6’，－｛[（1*RS*）－1－シクロプロピルエチル]カルバモイル｝ピラゾール－5－カルボキサニリド（別名シクラニリプロール）	7.7μg／1
2－[8－クロロ－3，4－ジヒドロ－4－（4－メトキシフェニル）－3－オキソキノキサリン－2－イルカルボニル]シクロヘキサン－1，3－ジオン（別名フェンキノトリオン）	1,300μg／1
1－（4，6－ジメトキシピリミジン－2－イル）－3－（3－トリフルオロメチル－2－ピリジルスルホニル）尿素（別名フラザスルフロン）	17μg／1
5－ジブロピルアミノ－α，α，α－トリフルオロ－4，6－ジニトロ－o－トルイジン（別名プロジアミン）	0.46μg／1
6－ヒドロキシ－2*H*－ピリダジン－3－オンカリウム塩（別名マレイン酸ヒドラジドカリウム）	6－ヒドロキシ－2*H*－ピリダジン－3－オン（別名マレイン酸ヒドラジド）として2,700μg／1
4－クロロ－o－トリルオキシ酢酸イソプロピルアンモニウム（別名MCPAイソプロピルアミン塩）、4－クロロ－o－トリルオキシ酢酸エチル（別名MCPAエチル）及び4－クロロ－o－トリルオキシ酢酸ナトリウム（別名MCPAナトリウム塩）	4－クロロ－o－トリルオキシ酢酸（別名MCPA）として8,100μg／1

○環境省告示第百五号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年十一月十四日

環境大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二

表に次のように加える。

4－アミノ－*N*－*tert*－ブチル－4，5－ジヒドロ－3－イソプロピル－5－オキソ－1*H*－1，2，4－トリアゾール－1－カルボキサミド（別名アミカルバゾン）	0.042mg／1
2*syn*－異性体：3－（ジフルオロメチル）－1－メチル－*N*－［（1*RS*，4*SR*，9*RS*）－1，2，3，4－テトラヒドロ－9－イソプロピル－1，4－メタノナフタレン－5－イル］ピラゾール－4－カルボキサミド及び2*anti*－異性体：3－（ジフルオロメチル）－1－メチル－*N*－［（1*RS*，4*SR*，9*SR*）－1，2，3，4－テトラヒドロ－9－イソプロピル－1，4－メタノナフタレン－5－イル］ピラゾール－4－カルボキサミドの混合物（別名インピラザム）	0.14mg／1
（*RS*）－1－｛1－エチル－4－［4－メシル－3－（2－メトキシエトキシ）－o－トルオイル］－1*H*－ピラゾール－5－イルオキシ｝エチル＝メチル＝カルボナート（別名トルピラレート）	0.0005mg／1
5－クロロ－2－（3，4，4－トリフルオロブタ－3－エン－1－イル）スルホニル）－1，3－チアゾール（別名フルエンスルホン）	0.037mg／1
（*E*）－｛2－［6－（2－クロロフェノキシ）－5－フルオロピリミジン－4－イルオキシ］フェニル｝（5，6－ジヒドロ－1，4，2－ジオキサジン－3－イル）メタノン＝o－メチルオキシム（別名フルオキサストロビン）	0.039mg／1

○北陸地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十四日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
燕市吉田下中野字筒中才二六七番一から同市吉田東栄町二番三まで	前	一三・九五～四五・〇〇メートル	一、一〇七キロメートル
	後	一八・〇五～七二・八六メートル	一、一〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所